

フード・アクション・ちば推進パートナー規約

制定：平成22年12月13日
一部改正：平成24年 3月30日
一部改正：平成26年 2月26日
一部改正：平成30年 3月12日
一部改正：令和3年 5月 7日
一部改正：令和6年 4月 1日

(趣旨)

第1 この規約は、フード・アクション・ちば推進パートナー（以下「推進パートナー」という。）の活動に当たり遵守すべき事項を定めるものです。

(推進パートナー参加の申請及び登録)

第2

- (1) 推進パートナー参加を希望する企業・団体（以下「申請者」という。）は、「様式1」によりフード・アクション・ちば推進事務局（以下「事務局」という。）あてに参加希望を申請することとします。
- (2) 前項の申請者となる企業・団体とは、千葉県産農林水産物（以下「県産農林水産物」という。）の消費拡大と知名度向上に賛同する全ての企業・団体（公的機関・地方公共団体・個人事業主を含む。ただし、政治団体・宗教法人及び反社会的勢力を除く。）です。
- (3) この規約で扱う「県産農林水産物」は、飲食用及び飼料用に供されるものとします。
- (4) 事務局は、内容を審査の上、参加登録の諾否を申請者に通知します。

(活動内容)

第3 推進パートナーは、県産農林水産物の消費拡大と知名度向上というフード・アクション・ちば（以下「本運動」という。）の趣旨に沿い、次の1～9の項目のうち1つ以上の活動を実施していただきます。

- 1 県産の農林水産物の生産を推進する
- 2 県産農林水産物を使用した製品の開発・生産を推進する
- 3 県産農林水産物、及びそれを使用した製品の販売を推進する

- 4 県産農林水産物、及びそれを使用した製品の消費拡大に関わるその他の活動を行う
- 5 県産の農林水産物の消費拡大や知名度向上に関わる啓発活動や社会貢献活動を推進する
- 6 企業・団体組織の中で県産農林水産物の消費を推進する（社員食堂での県産メニューの推進など）
- 7 企業・団体の構成員とその家族、関係団体などへ県産農林水産物の消費拡大や知名度向上に関わる啓発活動などを推進する
- 8 広報や広告その他の活動における本運動の推進パートナーロゴマークの提示により、本運動への支援の意思を表明する
- 9 その他県産農林水産物の消費拡大と知名度向上という本運動の趣旨に沿った活動を行う

(2) 推進パートナーは、前項各号の活動を実施するに当たって、本運動の推進パートナーであることを表明することができます。

(推進パートナー登録期間)

第4 推進パートナーの登録期間は、事務局からの期間終了の連絡がない限り本事業および、今後本運動を推進する事業が存続している期間とします。

(推進パートナー参加の変更又は中止)

第5 推進パートナーは登録内容に変更がある場合、又は推進パートナー参加を取りやめる場合は、「様式2」の届出書を事務局へ提出することとします。

(2) 前項により推進パートナーを取りやめた場合、届出書を提出した日から推進パートナーの表明及び第6に定める推進パートナーロゴマークの利用はできなくなります。

(フード・アクション・ちば推進パートナーロゴマークの利用)

第6 推進パートナーは、第3に掲げる活動の実施にあたり、これらの推進に必要な印刷物及び商品等に推進パートナーロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を利用することができます。

(2) ロゴマークを利用する場合は、「様式3」により事務局へ申し込むことにより、

無償で利用することができます。

- (3) ロゴマークの利用期間は、原則として1年以内とします。
- (4) 前項の利用期間満了後において、引き続きロゴマークを利用するときは、改めて事務局へ利用申込書を提出してください。
- (5) この他、ロゴマークの利用に当たっては、別途定める「フード・アクション・ちば推進パートナーロゴマーク利用案内」によるものとします。

(活動アンケート調査への協力について)

第7 推進パートナーは事務局から要望があった場合には、県産農林水産物の消費拡大と知名度向上に関わる活動内容に関するアンケート調査に協力いただきます。

- (1) アンケート結果は、推進パートナーが全体としてどのように活動されているかを把握し今後の活動推進の資料とさせていただくために活用します。
- (2) 個別企業・団体が特定される形で公表することはありません。

(登録の取り消し及び是正の為の処置について)

第8 推進パートナーが本運動の趣旨に反するような行為、又は法令及び公序良俗に反する行為を行ったと千葉県が認めた場合、あるいは推進パートナー規約に反したと千葉県が認めた場合など、千葉県が必要と認めた場合は、次の措置を順次講ずることとします。

- 1 是正のための改善要求
- 2 警告
- 3 推進パートナー参加登録の取消
- 4 企業・団体名公表
- 5 訴訟

(附則)

この規約は、平成22年12月13日から施行します。

本規約は、事務局により事前の通知なく改訂される場合があります。改訂の内容についてはホームページ等で通知しますので御確認ください。

(附則)

この規約は、平成24年3月30日から施行し、改正後のフード・アクション・ちば推進パートナー規約は平成24年4月1日から適用します。

(附則)

この規約は、平成26年2月26日から施行し、改正後のフード・アクション・ちば推進パートナー規約は平成26年4月1日から適用します。

(附則)

この規約は、平成30年3月12日から施行し、改正後のフード・アクション・ちば推進パートナー規約は平成30年4月1日から適用します。

(附則)

この規約は、令和3年5月7日から適用します。

(附則)

この規約は、令和6年4月1日から適用します。

(申請書類等送付又は送信先)

〒260-8667

千葉県中央区市場町1番1号（千葉県農林水産部販売輸出戦略課内）

フード・アクション・ちば推進事務局

メールアドレス：2889hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp